

2019 北海道最賃情報

2019年6月5日〈No. 1〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

2019年度の最賃改定審議に関して北海道労働局へ要請 地方最賃審議会の自主性の確保と早期発効を!

連合北海道は6月5日、北海道労働局に対して「2019年度北海道最低賃金改正等に関する要請」を行い、今後の改定審議に際して、最低賃金法の原則や目安制度に基づき自主性を最大限発揮できる審議会運営を行うことや、早期発効が図られるような審議日程とすること等を求めた。

冒頭、連合北海道最賃対策委員会の紺野委員長(連合北海道副会長)が低所得者層の増大、格差拡大が進んでいるとして、「賃金のセーフティネットとされる最低賃金制度の重要性



↑久富労働基準部長へ要請書を渡す紺野委員長(右)

が高まっている。勤労者や生活者が安心して暮らせるためにも大幅な引き上げに期待している。最低賃金(以下、最賃)の実効ある水準への改善に向けて積極的な対応をお願いしたい」と挨拶し、北海道労働局久富基準部長に要請書を手渡した。

要請の趣旨、要請項目の説明を行った山田事務局長(連合北海道組織労働局長)は「深刻な人手不足が生じているが、最低賃金の地域間格差で賃金が高い方へ人材が流出している」等の状況を報告し、①最低賃金法の原則及び目安制度に基づく審議とすることと審議会の自主性が最大限発揮できる審議会運営、②早期発効に向けた審議会日程の確保、③キャリアアップ助成金など中小企業・零細事業者に対

する支援策の周知徹底、④最賃の周知と監督要員の増強、等の要請内容について説明し、理解と実現を求めた。

要請を受けた北海道労働局の久富労働基準部長は「働き方改革実行計画、骨太方針等の経済政策において、最賃の引き上げ及び引き上げに伴う中小企業の支援については政府の最重点施策の一つとして推進している」と述べ、審議のあり方については「自主性を尊重し充実した審議となるよう万全を期したい」と回答。また、今後の審議日程については「10月1日発効が可能なことを前提としてスケジュール調整したい」と述べた。10月1日発効のためには、遅くとも8月5日までの結審が必要となる。金額審議は例年7月下旬に中央最低賃金審議会が提示する最賃改定額の目安を参考に行われるが、今年は5日が月曜日のため、厳しい日程となることが想定される。

今回の要請には連合北海道最賃対策委員会委員8名が参加。参加した委員は「非正規雇用者は若者が多く、賃金が低い。若者が働き続けられ、結婚できるよう最賃の大幅な引き上げは必要。当面は時間額1,000円をなんとしても実現してほしい」、「金額審議に際しては10月に予定されている消費税増税も含めて考える必要がある」、「外国人労働者は一次産業だけではなく二次産業の製造業でも賃金が高い地域へ流出している。人手不足によって休みが取れなくなっている」等、生活者や職場の厳しい実情を訴えた。



↑要請には最賃対策委員会委員8名が参加し、生活者や職場の厳しい実情を労働局へ訴えた

連合北海道は今年度の最低賃金改定審議に当たって、すべての働く者の賃金の下支えとなるよう取り組みを強化していくこととしている。